

学校法人瀧川学園 一般事業主行動計画

学校法人瀧川学園は、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を創ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行なって、教職員の理解を深める。

<対策>

- 職員（研修）会議、管理職（研修）会議等で、制度の詳細の周知に努める。
- 制度に関するパンフレットを活用し、教職員に配布する。
- 制度の説明窓口、担当者を養成する。

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 管理職に対し意識の啓蒙を行なう。
- 管理職の外部（研修）諸会議の参加を促す。

目標3：年次有給休暇の取得促進

<対策>

- 夏期や冬期等の生徒休業期間においては有給休暇の計画的取得を促進する。
- 仕事と家庭のメリハリをつけ双方の充実を図るため、記念日休暇などの取得を促進する。

以上